

令和元年第9回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和元年9月2日(月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和元年9月2日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 尾 崎 光 君    | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |             |
|---------|-------------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長   | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長   | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監     | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長 | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長 | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長 | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長 | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企画財政課長  | 車 地 孝 幸 君   |
| 税務住民課長  | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長 | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 秦 正 憲 君   |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会広報調査特別委員会報告
- (5) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (6) 地方創生推進特別委員会報告
- (7) 総合計画調査特別委員会報告
- (8) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |        |                                                    |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                                       |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                            |
| 日程第3  | 報告第1号  | 「専決処分をした事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」               |
| 日程第4  | 報告第2号  | 「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」                  |
| 日程第5  | 議案第36号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」              |
| 日程第6  | 議案第37号 | 「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」        |
| 日程第7  | 議案第38号 | 「坂町印鑑条例の一部改正について」                                  |
| 日程第8  | 議案第39号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                             |
| 日程第9  | 議案第40号 | 「坂町税条例の一部改正について」                                   |
| 日程第10 | 議案第41号 | 「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」   |
| 日程第11 | 議案第42号 | 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」 |
| 日程第12 | 議案第43号 | 「リサイクルセンター坂設置条例の廃止について」                            |
| 日程第13 | 議案第44号 | 「普通河川上水落川外災害復旧工事請負契約の締結について」                       |
| 日程第14 | 議案第45号 | 「令和元年度坂町一般会計補正予算（第2号）」                             |
| 日程第15 | 議案第46号 | 「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」                     |
| 日程第16 | 議案第47号 | 「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」                        |
| 日程第17 | 議案第48号 | 「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」                       |

|       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第49号 | 「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」       |
| 日程第19 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第20 | 議案第50号 | 「平成30年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第21 | 議案第51号 | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第22 | 議案第52号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第23 | 議案第53号 | 「平成30年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第24 | 議案第54号 | 「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。9月に入りまして、朝晩、涼しくなりました。生活もしやすい季節になるわけでございますけれども、やはり自然災害というものがまだまだこれから台風シーズンを迎えて発生する時期に来ております。

また、九州北部におきましては、佐賀県あたりは大雨による災害を受けまして、やはり坂町といたしましても、このことにしっかりと目を向けていかなければならないというふうに考えております。

本日から定例会を開会するわけでございますけれども、今回におきましては決算審査というものがございます。皆さんの御協力によりまして、スムーズに審議が進みますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和元年第9回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和元年度第9回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、19件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいませ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る8月29日に、広島県町議会議員研修会が広島市のパルテ5階で開会され、坂町議会から議員12名が出席いたしました。

午前中の研修では、ジャーナリスト梅本清一氏による「地方議会が元気になるために」、午後からは、弁護士で早稲田大学大学院元教授片木 淳氏による「人口減社会に期待される議会の役割について」の講演を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

光岡委員長。

○3番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告を行います。

令和元年7月29日、第1委員会室において、企画財政課長のほか2名の職員から、三世代同居・近居事業、空き家利活用事業に関する状況の説明を受け、質疑応答を行いました。

令和元年8月2日、たかね荘こやうらにある坂町地域支え合いセンターを訪問し、木下センター長、中川主任生活支援員から、坂町地域支え合いセンターの事業内容、現状と課題の概要説明を受け、質疑応答を行いました。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

中委員長。

○10番（中 雅洋議員） 産業文教委員会の活動報告を行います。

去る7月3日、産業文教委員会所管課の産業建設課、学校教育課、生涯学習課、都市計画課、4課の所管事務調査を実施いたしました。

この所管事務調査後、各課の業務担当領域、予算、実施計画等を確認し、各課ごとに調査の必要有無を計画いたしました。

初めに、8月2日、県道推進室から県道坂環状線の進捗状況の報告を受け、次に、学校教育課から子供の貧困対策、就学援助の調査等について報告を受け、質疑応答を実施いたしました。

また、8月30日には、生涯学習課からSunstar Hall、海洋センター

の活動状況の報告を受け、質疑応答を実施いたしました。

今後の委員会活動も報告、質疑応答により情報の共有化を図り、現地視察、意見交換等を含め、相互のコミュニケーションとよりよい施策案が提案できればよいものと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 4 議会広報調査特別委員会報告。

大田委員長。

○9番（大田直樹議員） 議会広報調査特別委員会報告をさせていただきます。

7月10日に東京都全国長村議員会館で町村議会クリニックが開催され、議長ほか委員7名が参加いたしました。

グラフィックデザイナーの長岡光弘氏より、「議会広報誌としての編集視点、情報把握ができる紙面構成、住民に情報が伝わる編集、紙面表現」の講演があり、講演後、議会広報クリニックを受けました。

以上で、議会広報調査特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 5 災害復旧・復興対策調査特別委員会及び報告 6 地方創生推進特別委員会報告。

中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告を行います。

令和元年6月21日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施いたしました。

町内の砂防ダム建設予定地において現地視察を行い、国土交通省中国整備局広島西部山系砂防事務所、広島県西部建設事務所の職員から、砂防ダム及び管理道路の進捗状況の説明を受けました。

また、7月31日は、砂防ダム建設予定地現地視察後の質疑事項の回答を町担当職員から説明を受けました。

あわせて、町道天地川1号線ほかの災害復旧工事や災害公営住宅の業者選定結果の説明を受け、質疑等を行いました。

以上で、災害復旧・復興対策調査特別委員会報告を終わります。

続きまして、地方創生推進特別委員会の報告を行います。

令和元年7月5日、全員協議会終了後に地方創生推進特別委員会を開催し、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業の取り組み状況について町側に説明員の出

席を求め、平成29年度と平成30年度の重要業績評価指標について、実績報告や方向性の説明を受けた後、質疑を行いました。

平成27年度に策定し、5年計画で進められた坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略が最終年度となっているため、今後は第1期の見直しを含めた第2期の策定状況等を調査しながら、継続事業としてベイサイドビーチ坂のにぎわい創出について重点的に取り組み、委員会を進めてまいります。

以上で、地方創生推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 総合計画調査特別委員会報告。

光岡委員長。

○3番（光岡美里議員） 総合計画調査特別委員会報告を行います。

令和元年8月19日、20日に、議員12名、事務局2名、行政から町長ほか随行人員3名の総勢18名により、総合計画調査研修を行いました。

熊本県御船町において、藤木町長、中城副議長のほか、町職員4名に迎えられ、災害公営住宅に関する説明を受けた後、質疑応答を行いました。

その後、2階建て災害公営住宅の視察を行い、実際に入居されている住民の方からのお話も伺い、視察研修を行いました。

また、翌日、福岡県朝倉市において、中野副市長、堀尾議長、鹿毛副議長ほか、市職員4名に迎えられ、災害公営住宅に関する説明を受けた後、質疑応答を行い、3階建て、エレベーターがついているタイプの災害公営住宅の視察を行いました。

以上、総合計画調査特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告8 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を令和元年6月分を6月20日、令和元年7月分を7月22日、令和元年8月分を8月23日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。



次に、地方自治法第233条第2項の規定による平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項並びに第22条第1項及び第3項の規定による平成30年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化に係る審査について、令和元年6月25日から7月24日まで実施し、8月23日に町長へ審査意見書を提出いたしました。

詳細につきましては、後ほど、決算認定の議案審議で述べさせていただきます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る6月13日、東京都におきまして、全国街路事業促進協議会第55回通常総会が開催され、私が出席をいたしました。

総会では、平成30年度事業報告及び決算報告が承認され、続いて、街路事業の促進等を図ることとする令和元年度事業計画及び総額2,319万円の令和元年度予算が可決されました。

また、街路はネットワークを構築することで交流人口、物流を増大させ、多様な地域の相互連携による経済成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、さらに、災害時には救援活動や復旧・復興に欠かせない大動脈として機能する重要な施設であることを踏まえ、今後の街路整備の推進に当たり、7項目の決議がなされ、総会が閉会をいたしました。

その後、地元選出の国会議員に対し、要望活動を行いました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

財満副町長。

○副町長（財満芳洋君） 安芸地区衛生管理組合議会臨時会について御報告いたします。

令和元年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時議会が令和元年6月27日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

た。

当日は4件の案件が提出されました。

まず、議長、副議長が欠けたことに伴う議会議長、副議長の選挙につきまして、議長に坂町議会議長川本英輔氏が、副議長に熊野町議会議長大瀬戸宏樹氏がそれぞれ選任されました。

次に、監査委員の選任につきまして、府中町在住の浦田 宏氏が全会一致で同意されました。

このほか、安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正につきまして、安芸クリーンセンターの事業系可燃性一般廃棄物処理手数料を改定することとして、原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番安竹 正議員、3番光岡美里議員、4番主枝幸子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から9月11日までの10日間に決定をしました。

日程第3 報告第1号「専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規

定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

事故の概要といたしましては、平成30年11月21日、坂西二丁目において、相手方がごみを出しに行く途中、グレーチングが上下逆向きに設置されていたことが原因で転倒し、受傷させたものでございます。令和元年8月21日、相手方と和解が成立をいたしました。損害賠償額といたしましては、20万5,180円と定めております。

なお、この損害賠償額につきましては、町が加入する保険から全額支出されたので、あわせて御報告をいたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） グレーチングが上下逆さまになっとった。今、町内は災害を受けて、我が家の前でもグレーチングががたがたになっとるんですが、これは工事やった後に確認はしないんですかね。上か下かなっとるとか、工事の確認はどういうようになっとるんですか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

グレーチングなどの道路の状況も含めまして、工事の終了後には確認をするようにいたしております。しかし、今回の案件のように、ふたが逆さまになっていたりする場合があって、これが点検、道路のパトロールなども実施しておりますが、いつこのような1枚だけちょっとひっくり返ったような状態になっているのかが、ちょっと確認できていない状況でございました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 11月20日は大雨とかなんかいうことは、どういうふうな状況だったですか、当時の状況をちょっと。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

雨が当日降っていたわけではなく、雨の影響でややぬれているような状況でございました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件で、町内、今、災害のためにいろんな、坂は本郷地区は特に総頭川も全部が歩道がなくなってますね。それから小屋浦の営団の中、これも依然としてグレーチング、前回もお願いしてやったんですが、まだまだ抜けておるところもあります。これからまた水害で水没することになると、避難にも支障しますんで、これからも、今、忙しいときではあるが、毎日毎日、こうやって2人ずつが町内を回るとるんですから、そのときには上を見ずに下を見て、しっかりと検査をして回っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。返答をひとつよろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 道路のパトロールを実施する際には、道路の状況と河川の状況も含めて今はやっているわけでございますけども、このたびのこのような案件を踏まえまして、グレーチングのふたにつきましても、しっかり確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第2号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全性を判断する各比率を公表し、それぞれの指標に応じた改善努力により財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化

に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告をいたすものでございます。

それでは、各比率について御説明を申し上げます。

1ページの健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び各特別会計が黒字決算となったことにより、実質赤字額がございませんでした。

実質公債費比率につきましては3.9%で、前年度に比べ0.6ポイントの減となりました。将来負担比率につきましては、算定の結果、将来負担額がございませんでした。

次に、6ページの資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が黒字決算となったことにより、資金不足額がございませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率とも早期健全化基準を下回っておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成30年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書及び坂町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 坂町財政健全化審査意見書について、審査報告を行います。

審査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

平成30年度決算に基づく坂町財政健全化審査につきましては、令和元年7月18日の審査実施日数1日間、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

また、健全化判断基準の4項目とも良好な状態にあり、訂正、改善については特に指摘する事項はありません。

次に、平成30年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査につきましては、令和元年7月18日の審査実施日数1日間、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作

成されているものと認められます。

また、資金不足額はなく、良好な状態にあり、訂正、改善については特に指摘する事項はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、町長及び監査委員の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、監査委員からも報告ありましたように、全く健全化指標4指標問題ないと。私もこの数値を見て安心しておるわけなんですけど、1点だけちょっとお聞きしたいのがあるんですが、これはこの添付資料の4/7ページに、実質公債費比率というのがあります。28年度、29年度、30年度とあるわけなんですけど、30年度でウの項目ですね、一部事務組合の地方債償還の財源に充てた負担金というところが、本年度、30年度は極端に少なくなってますね。39万2,000円になっとるんですが、これはどういう理由でこういうように少なくなったんですか、理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

ウの部分、安芸地区衛生施設管理組合への地方債の償還の財源になった負担金が極端に減額になっているような理由でございますけども、これにつきましては、安芸クリーンセンターの長寿命化の部分の1回目か1期分といいますか、最初の部分の記載が終了したことに伴い減額、かなり額が下がっているものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 議案第36号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第6 議案第37号「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案を一括議題と

します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第5、議案第36号及び日程第6、議案第37号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第36号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」及び議案第37号「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

二つの条例につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定をいたすものでございます。

平成29年5月に公布された地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されます。

この改正法では、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等の明確化を図り、かつ、会計年度任用職員の給付に関する規定が整備をされました。

この改正法の施行に伴い、当町における臨時・非常勤職員の多くの職が会計年度任用職員の職になることとなります。そのため、会計年度任用職員の給付等について定める条例の制定及び会計年度任用職員制度の開始に伴う関係条例の改正が必要になりました。

議案第36号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」でございますが、この条例では、改正法により制度化されました「会計年度任用職員」の報酬等の給付に関し必要な事項を定めており、現行の臨時・非常勤職員と異なる点としては、期末手当の支給ができるよう規定を設けております。

議案第37号「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございますが、この条例では、会計年度任用職員制度の開始に伴い、現行の特別職の非常勤職員として任用できなくなる職については、多く

の場合が会計年度任用職員として任用することとなることから、改正法により特別職の非常勤の職として該当しないものについて、関係条例から削除する等、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 議案37号について質問いたします。

この条例の2/3ページ、第5条に、今、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する一部を次のように改正するということで削除項目がありました。例えばここに書いてあるのは、学校講師の項とか、予防接種健康診断医検診の項とかいろいろ項目があります。これを削除されとるわけなんですけど、この新旧対照表を見まして、それは確認できました。

お聞きしたいのは、この削除したものはどの条例に表示されておるかということをお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

今回、会計年度任用職員制度が導入されるに当たって、いわゆる非常勤の特別職、そういった方々が委託とか報償費とかのほうに移行しておりますので、そういった非常勤特別職として指定されていた方々のこれがなくなるので、削除ということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この会計年度任用職員制度について伺うんですが、嘱託いう制度が非正規職員の中にはあるんですが、この辺の考え方は、今回、この4月1日からの適用なんですが、どういうふうなお考えでしょうか。嘱託制度について伺いたいです。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。



○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

坂町においても、いわゆる非常勤といいますが、非正規職員でたくさんの方が働いていただいております。この中で非常勤とか臨時職員さん、あるいは嘱託の職員さん、いろんな呼び方があるわけなんです。このたび、この非正規職員さんの制度自体の根本的な見直しがなされまして、これまで任用関係が非常に不明確な部分もあったわけなんです。この法律によりまして、非常勤の特別職については任用を厳格化するとともに、パートさんであるとか、嘱託員さんであるとか、そういったいろんな呼び方がある職員の方々のうち、一定の条件の当てはまる方については、会計年度任用職員ということで新たな制度が設けられたところでございます。

今後も、町においてはいろんな面で町のほうで御貢献をいただいておりますが、基本的に御本人さんのそういう御意向も踏まえながら、来年度からは制度が変わるわけなんです。この会計年度任用職員一定条件に当てはまる方については、また任用も引き続きさせていただくようなことで考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと続けてですけども、嘱託の作業内容、これを精査いただいて、町長の言葉で厳格化という言葉がありましたんで、その辺を精査していただいて、この令和2年度からの今の会計年度の任用職員制度に適応していただきたいと思っております。

答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

おっしゃるように、そういったところでの非常勤特別職と臨時的任用職員いう中で、非常勤の特別職については、いわゆる専門性がある学校医さんであるとか、そういったような方々、その他の方については、業務内容に応じて一定の勤務時間を継続的に役場のほうでお勤めいただいている方は会計年度任用職員、また、そのほかの方々については、個人への委託とか報償費についてそれぞれ精査をしながら、また、業務内容に応じた、町としても経費の問題もございまして、そこら辺は、来年度からの移行に向けて、現在、検討を行っておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 先ほどの続きなんです。この新旧対照表5／8を見ますと、

区分と報酬がありまして、その中で、これ、いつこの報酬額なんかを決められたんか  
ようわからんのですが、この前の災害とかなんかで、樋守とか、それとかため池の樋  
守とかいう項目が報酬額も決められておるようなんですが、そのほかの行政連絡員等  
についても、今、日給がどんどん変化しておりますよね。そこら辺がフォローされと  
るんかどうかいのが、それと業務の見直しをされて、そしてこの報酬額が更新され  
ておるんかどうか、そこら辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

いわゆる報酬等の見直しということなんだろうと思うんですけども、基本的には大  
きな状況の変化がない限りは、全般の状況を踏まえながら、例えば臨時職員さんの賃  
金でありましたら、例えば県内の最低賃金の状況でございますとか、他団体の状況も  
踏まえながら、必要に応じて適正な額を支給をさせていただいておるつもりなんです  
けども、今後につきましては、今後、ここら辺の部分が条例化される部分もあります  
ので、そういう経済情勢等も踏まえながら、必要なものについては検討してまいる所  
存でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第36号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第37号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第38号「坂町印鑑条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第38号「坂町印鑑条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

働き方改革の一環として、旧氏を使用しながら活動する女性が増加する中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくする目的で、住民基本台帳法施行令等が改正されました。

これに伴い、本人からの申し出により住民票に旧氏を記載した場合、旧氏での印鑑登録、印鑑証明書への旧氏の併記ができるよう、印鑑条例の一部を改正をいたすものでございます。

また、施行期日は令和元年11月5日でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件でちょっとお聞きするんですけど、これは、要するに女性が婚姻をして名前が変わりますよね。そのとき、僕で言えば、もとの名前から、

僕のおばあさんところへ養子に行ったら、養子の名前、どっちでも使える。登録をするときに両方書いておけば使えるのか、それともどっちかになるのか、その辺を。多分、これでいけば、両方とも使えるような感じになるんですか、その辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） お答えいたします。

このたびの改正につきましては、議員さんおっしゃられるとおり、もともとの氏と、新しく婚姻等で変わられた氏を併記するということで、例えばAさんがBさんへ行った場合は、A（B）になって名前という形の併記という形になりますんで、これもあれもというわけじゃなくて、そのときのどの氏を名乗るか、ですから、今の氏とその前の旧氏を名乗る形になろうかと思えます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その中で、ちょっともう一度、お聞かせください。

これでいけば、自分の本人の元の戸籍があって、次がありますね。だけど、これがもしか芸名とか、簡単に僕で言えば、私の名前の中では、横須、瀧野、三谷いう三つの名前をずっと30年、50年、使ってきました。中には、今でも、年寄りの中には三谷さん、三谷さんいうんですが、こういうときにも使えるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） 複数の氏を使えるかどうかは、ちょっと調査させていただきたいと思えます。

今、想定しているのは、どれかということで考えておりましたんで、ちょっとそこらは調査させてください。済みません。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第8 議案第39号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第39号「職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、行財政改革の一環として導入を見送っておりました職員への地域手当について、財政状況の改善、マンパワー不足への対応等を踏まえ、支給を行うよう規定を整備するものでございます。

地域手当につきましては、平成18年度から実施された給与構造改革により、俸給水準の引き下げが行われる中で、民間賃金が高い地域に勤務する職員を対象として、地域における官民格差を是正する観点から創設をされた手当でございます。

地域手当の導入につきましては、国家公務員の地域手当導入時期にあわせ検討を行いましたが、当時は長引く景気の低迷による税収の落ち込みや多額の地方債の発行、国の三位一体改革による地方交付税の減少などにより、財政状況は大きく悪化いたしておりました。

このため、単独町政の維持、自主・自立の行財政運営を図る観点から、坂町行政改革推進計画を策定をし、歳出削減及び行財政改革に取り組んでまいりましたが、その取り組みの一環として、地域手当の導入を見送ってきた状況でございます。

また、昨今の職員採用につきまして、民間採用の増加により受験者数は減少傾向に

あり、特に土木職の採用が難しい状況が続いております。こうした状況を踏まえ、行財政改革に一定の成果が上げられたことや、職員採用難の対応等を考慮し、地域手当の導入を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 地域手当をつけることは、定かではないんですが、この地域手当をつけることによって、年間どのくらいの増額になるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

概算ではございますが、一人当たり平均で年間で約18万円の増額となる予定でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） 失礼しました。

年間所要額、通年で1,740万円程度となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第40号「坂町税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。

改正の主な内容について、御説明を申し上げます。

第24条、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、第36条の4につきましては、児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加することに伴う改正でございます。

附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割について、消費税率の引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、臨時的軽減を行うことに伴う改正でございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割について、グリーン化特例により令和2年度分から令和5年度分の種別割の軽課を新設をいたすものでございます。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に伴う改正及び条文の整理でございます。

そのほかにつきましては、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第10 議案第41号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第41号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

本年10月から幼児教育の無償化が行われることになっており、3歳から5歳の全ての子どもとゼロ歳から2歳の非課税世帯の子どもの利用料が無償化されます。

無償化の対象となる施設は、町内の保育所や認定こども園、町外の幼稚園に加えて、特別支援学校の幼稚部や認可外保育施設も対象となっており、保育の必要性が認められた場合には、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業についても、無償化の対象となっております。

この条例改正では、無償化を実施するに当たり、必要な条文の整備と子ども・子育て支援法等の改正に伴う文言の整理をいたすものでございます。

なお、本年度の無償化に係る費用は、全額国庫負担となっております。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。



○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第42号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた

めの関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月7日に成立したことに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、欠格条項及びその他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第43号「リサイクルセンター坂設置条例の廃止について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第43号「リサイクルセンター坂設置条例の廃止について」御説明を申し上げます。

このたびの廃止は、平成30年7月豪雨災害に伴い、リサイクルセンター坂が被災し、全壊したため、リサイクルセンター坂設置条例を廃止をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 要は、リサイクルセンター坂設置条例いうのをつくったんじゃないけど、やめるよということは、今現在、鯛尾のほうに鯛尾ストックヤードの建設をしてるわけでございますけども、結局、取ってかわるような形にはならないということですか、今の鯛尾のほうのこと。鯛尾の施設が、リサイクルセンター坂の機能にはならないということでもいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） リサイクルセンター坂と、今から建設予定します鯛尾の資源ごみ一時倉庫的なものなんですけども、同じ機能ではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 当時のことはちょっとわからんですが、リサイクルセンター坂そのものがあの奥地に建ってるわけですよ。音がするとか、例えばそういうようなものは従来あるから、当然鯛尾にはできないというような感じで捉えていいんですかね。当時のこともちょっとわかりませんもんで、確認します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時19分）

（再開 午前11時19分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） リサイクルセンター坂、これまで上条にあったわけなんですけど、そちらではペットボトルの圧縮機、また缶々の分別、またこれのプレス機というものがあつたんですけども、このたび、鯛尾に、今、計画しておるところには、そういった設備を設置しない方向で考えております。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 条例関係のことでちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

リサイクルセンター、上条が被災をして、このたび、条例を廃止させていただくわけなんですけど、また新たに鯛尾にそういうストックヤードといいますか、そういうものができましたら、また新たにその際に条例を制定をさせていただく議案をそのときにまた提案させていただく予定になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとこの廃止する条例で一点確認したいんですが、設置条例を廃止すると。ちょっと中身が覚えてないんですけど、基本的にどんなことを書いとったんか、ざっと主立ったことをこんな感じで作ったんだと。これを廃止する。例えば場所とかいろいろあるんでしょうけど、わかる範囲でいいですから、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えします。

リサイクルセンター坂設置条例と申しまして、我々で言うと、設管条例といいまして、行政施設につきましては、条例において施設を設置するというふうに定められております。したがって、上条のリサイクルセンター坂につきましては、リサイクルセンター坂は坂町何番地に置くというふうな表現になっておったものでございます。

施設の中身とかそういったものについては、条例の中には文言で表現はなっておりませんでした。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第13 議案第44号「普通河川上水落川外災害復旧工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第44号「普通河川上水落川外災害復旧工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者10社を指名をいたし、8月23日に指名競争入札を執行をいたしました結果、9,658万円で広島ガステクノ・サービス株式会社に落札いたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は、令和2年3月31日といたしております。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(川本英輔議員) 本家産業建設課長。

○産業建設課長(本家正博君) それでは、普通河川上水落川外災害復旧工事の概要について、御説明させていただきます。

お手元の資料により、御説明のほうをいたします。

本工事は、平成30年7月豪雨により被災した上水落川ほかの護岸などが崩壊したため、復旧を行う工事でございます。

工事予定箇所につきましては、資料に河川工事部分は赤線、道路工事部分は茶色線

で表示してございます。

まず、赤線の上水落川の工事概要ですが、JR呉線から上流側の区間約20メートルと、ボックスカルバートの上流付近、上流端から170メートル程度上流側までの復旧延長が191.0メートル、護岸復旧工といたしまして、コンクリートブロック積工549平方メートル、底張りコンクリート工33立方メートルでございます。

次に、水尻川の工事概要ですが、クリアラインのちょうど真下側から上流側に約20メートルの区間と、町道水尻1号線と並行します約100メートル、さらに上流側に分散しますけども、7カ所、35メートルの復旧延長、全体で243.5メートル、護岸復旧工といたしまして、コンクリートブロック積工を412平方メートルでございます。

最後に、水尻1号線の概要でございますが、復旧延長が74.5メートル、幅員が下側の広い部分で4.0メートル、兼用護岸復旧工といたしまして、コンクリートブロック積工を43平方メートル、アスファルト舗装工を75平方メートル、路側防護柵を30メートル、転落防止柵を20メートルでございます。

なお、狭い地域、狭い道路での工事施工となり、工事期間中は近隣住民の方に御迷惑をおかけすることとなりますので、細心の注意を払って工事のほうは進めてまいります。

工事につきましては、下流側のほうより着手いたしまして、順次、上流側に向けて工事のほうを行って、本年度3月末に完成する予定でございます。

工事施工に当たりましては、受注者に対し安全対策などの指導を十分に行い、工事災害の防止に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、普通河川上水落川外災害復旧工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この中でですと、確かに今、課長が言われたように、町民にも安心・安全にやってくれるんだけど、どっちを先にやるんですか、これは。下のほうから道路をやっていくのか、それとも上のほうからやっていくのか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

上側の道路、ちょうど資料の中で道路水尻1号線と書いております茶色線部分の道路に行くまでには、まず下側の道路のほうから施工しなければならないことがあります。

また、下流付近のほうに人家のほうが集中していることもございますので、こういった、まず皆さんが頻繁に通られる部分のほうから施工のほうをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） もう一つだけ聞かせてください。

この中で、この水尻地区というのは人口が少ないんですよ。それで、くれぐれも、先ほど課長が言うたように、町民と安全と言いはるけど、町のもんでも一人でも初めのうちは立って、このやっとなるガスのところが下請するのは大体わかると、僕のほうにも。だけど、みんなのためにも、あそこに立って、安全を確認して、人数が少ないところを通るときは、2トンダンプでも物すごいスピードを出して通るんよね。だからその辺の安全を再確認してやってもらいたいと思うんですよ。その辺をひとつ確約できるか、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

施工に際しましては、施工計画書など業者から提出されたものをよく中身を踏まえた上で、安全指導などを徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 一点、地図の中で、上水落川のほうの工事用道路というのは必要ないんですか、これは。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

工事用道路の作業用道路としましては、現場の中に基本的には直結しておりますので、川の現在の形態、それから、実際には左岸側のほうに若干スペースがありますので、そういったところを活用して、道といいますか、作業上必要なスペースをうまく

使いながら、作業のほうはやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 道路とか河川ですから、当然、道路の交通規制ですかね、そういったものが出てくると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。かなり3月までといったら長期間になるんで、道路の交通規制とかいうものはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

通行どめ等が狭い部分ではございますが、通行どめなどに極力ならないように、河道内にうまく道をつくるなどして対応してまいりたいと思います。

また、どうしても通行どめを生じなければならないケースが生じた場合には、最短での規制がかかるような努力もしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第44号は原案のとおり可決されました。



~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第45号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第45号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に要する経費及び前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上をいたしたもので、既定の予算総額に17億6,179万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億8,785万7千円といたすものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたし、地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定したことにより、それぞれ計上いたしました。

12ページの国庫支出金、土木費国庫補助金では、災害公営住宅整備事業を計上いたしました。

13ページの繰入金、基金繰入金では、大規模事業基金繰入金3億4,450万円を計上いたし、繰越金では、平成30年度決算に伴い、7,536万8千円を計上いたしました。

14ページの町債では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、16ページの総務費、財政管理費では、財政調整基金積立金3,800万円を計上いたし、諸費では、国庫金等の精算還付金をそれぞれ計上いたしました。

21ページの清掃費、塵芥処理費では、資源ごみ等ストックヤードの整備に要する経費を計上いたしました。

23ページの住宅費、災害対策費では、災害公営住宅購入費13億7,800万円を計上いたしました。

24ページの教育費、小学校費及び中学校費では、小学校及び中学校の避難所整備工事を計上いたし、25ページの保健体育費では、北新地グラウンド等改修工事6,445万7千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 16ページと17ページにある障害児入所給付費等国庫負担金の返還金と、同じものの県負担金の返還金についてです。

まず、この主な内容について御説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今回の補正の障害児入所給付費等国庫負担金返還金及び県費負担金について、主なものについては、こちらの事業は放課後等デイサービスや幼児発達支援センターに通われた子供たちの費用を払うものでございますが、こちらのほうが平成30年7月豪雨災害により、通学のほうができなくなった期間、約50日、延べ人数にいたしまして約900人の運営費について不要になったために返還金が生じたものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 21ページの資源ごみ等のストックヤード建設整備事業についてなんですが、これは地域住民に対しての説明会が行われたというふうに住民に聞いてはいるんですが、今後も説明会を行う予定はありますか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） ことしの3月に鯛尾地区のほうで住民説明会を行ったんですけども、これからじゃあいつごろこういう施設ができるかとか、そこらの説明は必要だというふうに感じておりますので、今後、そういう形を進めていきます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 説明はしっかり細かいことまで住民に対してしてあげてください。

それと、災害後に仮に設置されていたものが、今回、本格的にストックヤードとして整備されますよね。近くに町営住宅等もありますから、環境的な問題について何らかの配慮とか、地域に対して何か貢献みたいなものを考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 地域につきましては、3月に説明したときに、地域のほうからも要望的なものをいただいておりますので、そこはまた詰めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 歳出のほうで、23ページに防災対策費として防災行政無線の改良工事というのが693万円計上されております。聞くところによりますと、これは平成31年4月9日から小屋浦地区の防災行政無線が中継局が故障して、放送ができないというような、途絶えておるといようなことで、改良工事を行うということと聞いております。

そこでお尋ねするのは、こういう重要な施設に対して、どのように日常の、あるいは定期的な点検を保守、これをやっておられるのか、それをお聞きします。といいますのが、新聞なんかニュース見ても、例えばJアラートが各地で肝心なときに放送できなかったというようなことを聞いておりますので、坂町では絶対そういうことがあってはならないと思いますので、そういう日常点検を、重要施設、Jアラートも含めて、どういうふうにやっておられるのかというのをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） この防災行政無線につきましては、点検は年に1回行っております。また、Jアラートにつきましては、年6回になるかどうかのテスト運営を行っております。

この防災行政無線なんですけど、毎日、定時放送というのが流れるかと思うんですけども、こちらで受信がちゃんとできたかという確認を毎日とっておりますので、そういう体制でおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） もう一点お聞きします。

この平成31年4月9日から、長い間、これ、放送が途絶えておるといような状態があったらしいです。これは納入時に、この設置時にこういう重要な機器というのは、保証期間というのは提示されないんですか。そこをお聞きしたいんです。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） この中継局は設置されて10年たっておりますので、保証というものは、今、ございません。それで、今、放送ができないという形ではなくて、放送はできてるんだけど、返信が来ないよという形で、中継局から親機とのやりとりでの故障ということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時52分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 済みません、先ほどの続きなんですけども、この中継局の設置から10年、1年はあるんですけども、保証はですね、これ、災害で壊れたわけではなく、原因不明で、今、壊れておりまして、そこでの保証はありません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 25ページなんですけど、北新地グラウンド等の改修工事です。やっぱり、今、グラウンドを使用できなくて、いつもグラウンドを使用した人たちはすごく困っている状況にあるんですけど、この北新地グラウンドの改修工事、なるべく早くやっていただきたいんですけど、工期はどのようになっていますか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今、まだ現在、グラウンドには廃材措置としてアスファルトが張ってある状態なん

ですけれども、その処理が終わり次第、アスファルトを全部とって、その前に土砂とかがれき等を搬入しておりましたから、砂の中にならりのごみがまざるということで、そこをはぎ取るような作業をします。そこからまたということになりますので、工期としては年度内いっぱいぐらいかかるのではなかろうかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） なるべく来年度からは使用可能なように、年度内におさめていただきたいと切に願います。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） おっしゃるとおり、年度内に完成するように取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 24ページの小学校の避難所整備、小学校、中学校、これは確かにアスファルトを敷いてよくはなるんだけど、これをそのままにするのか、その跡地、災害のないときは何か利用する考えはないのか、その辺を聞かせてください。いろんな、アスファルトのままのときに利用がないか、その辺は考えたことはないか聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午前11時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 河本次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

今回のアスファルトにつきましては、必要最小限の場所にアスファルトをする、この目的としましては、学校等避難所になっている関係上、雨とかなんかで、坂小学校につきましても、小屋浦小学校にいたしましても、避難される高齢者、また障害を持たれている方等が、避難するときに歩いて避難所まで入る道中が、ぬかるみで足をと

られたりとかいうので危険があるという要望に基づいてやらせていただきます。

また、当然、そこについては車等も、アスファルト舗装をいたしましても、利用は通常時はしますので、そこで子供とかなんかの遊びとか、そういうのは逆に今は危険なところで遊ばすということになりますので、それは今のところ、今、整備するのは最小限ということで、検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと23ページの災害公営住宅の件で確認したいんですが、今回、13億7,816万円4千円、買い取るための費用ということで計上されておるんですが、85戸つくるということなんですが、あと、今、仮設住宅とかおられる方を中心になるんだらう思うんですが、転居をする、移動する人、事前に確認はできておるんだらう思うんですが、うまく数が合うんかなと。足らんのは困るけど、一つ、二つは、朝倉市あたりもまだちょっと余裕があったようだけど、その辺はどんな感じで、今、進みます。ぴたっと85、みんな入ると。それ以上はいないとか、おるとか、その辺の状況はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

現時点で計画しております85戸につきましては、4月から5月にかけて行いました仮申し込みの希望状況に基づいて戸数のほうは設定しております。

なお、今後、12月を目途に本申し込みで入居者の方の希望をとっていくわけですが、これにつきましては、朝倉市で現地視察等でもありましたように、今時点ではちょっとどのようになるかというのは、正直、想定がなかなか難しいところではございます。

ただ、今までの朝倉市と御船町を見たところでは、若干、2戸なり3戸なりではございますが、いざ入居の段になりますと、やはり再建をされて、出られたというような方もいらっしゃるようなので、そこらは多少あいても1戸ぐらいかなとも思ったりしているんですけども、そこはそういった傾向があるのかなというふうには、こちらのほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 多分、非常に難しいところもあると思うんです。できるだけ精いっぱいコミュニケーション、情報をしっかりととりながら、一応、ここまでやったんじゃないけど、あれでも余ったとかでなる可能性があるんで、そこまではまずお願いします。精いっぱいの対応をして、情報をとって、今、住んでいる人がどういう、もうほとんど気がごろごろ変わってくると思うんですよね。その辺を配慮しながら進めてください。

あともう一点、それに関連して、簡単にもう1戸増設するとか、そんなあれもできるのでは。ちょっと仮に聞くんですが、どうしてももう一人あっこへ入りたいわ、どうしても1戸足らんわいうような状況になったときに、そんな対応いうのも、また、ちょっと時間がずれるけど、検討せんにゃいけんとかいうような可能性もあるんかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅を、例えば今のお話しでございますと、1戸足りないというようなケースが仮に出た場合ですけども、そういった場合には、現在、町のほうでございます町営住宅の空き室なり、そういったものを利用するというのも一つの手法ではないかというふうに考えているところでございます。

また、被災者の方とコミュニケーションをとりながら、寄り添った対応ができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今の災害公営住宅の建設場所と戸数、それから地域との連携いうことを図ったときに、例えば災害公営住宅の用地に集会所を設けるのか、あるいは地域との連携で集会所は設けないのかとか、そういったところは決まっておるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、戸数がまとまった戸数になります北新地地区、それ

から小屋浦地区につきましては、それぞれで集会所を設けるような設計に考えてございます。

それ以外の横浜中央、坂東二丁目、坂東三丁目につきましては、少数、4戸とか2戸、そういった状況でございますので、今後のこととなりますけれども、地域のコミュニティのほうへの参加のほうを今現在では考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 時間の都合上、午前中の会議はこの程度にとどめたいと思います。

再開は午後1時からとさせていただきます。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第46号「令和元年度坂町国民健康保険事



業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第46号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算額の確定による精算金等及び令和元年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に3,067万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1,971万9千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金1万9千円の増額は、徴税費の支出見込により計上いたしました。

繰越金3,065万3千円の増額は、平成30年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴税費1万9千円の増額は、印刷製本費の支出見込により計上いたしました。

基金積立金3,010万8千円の増額は、平成30年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

諸支出金では、平成30年度の事業実績に基づく県への返還金54万5千円を増額計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 1点だけ伺います。

国保税の加入者の人数、世帯がわかれば、お願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 平成30年度の国民健康保険の加入世帯でございます。

これ、年度末で1,633世帯でございます。

また、被保険者数でございますが、2,544人となっております。このうち、5

人が退職者医療のほうで被保険者となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第47号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上いたしましたもので、既定の予算総額に353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,224万6千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、町債、資本費平準化債の限度額を変更いたしますものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金48万1千円の減額は、歳入歳出予算の補正により計上いたし、繰越金381万1千円の増額は、平成30年度決算に伴い計上をいたしました。

町債、事業債20万円の増額は、借入額の確定によるものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費では、雨水ポンプ場及び最終ますの修繕料として200万円を追加し、また、下水道管渠維持費108万円の追加は、汚水管渠しゅんせつに伴うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第48号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第48号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算額の確定による精算金及び繰越金等について補正計上を行ったもので、既定の予算総額に2,013万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,367万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額は、平成30年度の事業実績に基づく国等からの追加交付分を計上いたしました。

10ページの繰越金820万8千円の増額は、平成30年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの基金積立金497万9千円の増額は、平成30年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、諸支出金につきましては、平成30年度の事業実績に基づく国等への返還金671万1千円を計上いたしました。

繰出金につきましては、平成30年度介護給付費等精算分として、一般会計繰出金844万8千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第49号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第49号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算額の確定による精算金等及び令和元年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に123万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,715万円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金6万6千円の増額は、徴収費の支出見込により計上いたしました。

繰越金117万1千円の増額は、平成30年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴収費6万6千円の増額は、印刷製本費の支出見込により計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金68万2千円の増額は、平成30年度保険料等負担金の精算に伴うものでございます。

諸支出金では、平成30年度後期高齢者医療事業費精算分として、繰出金48万9千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会とします。

再開は、9月3日午前10時とします。

お疲れさまでした。

(延会 午後1時14分)